

令和5年7月5日

福井県商工会連合会 会長 殿

## 転倒災害の防止に係る要請書

平素は、労働基準行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年の福井労働基準監督署管内(福井市、あわら市、坂井市、永平寺町)で発生した労働災害においては、転倒災害が最も多く発生している災害であり、全国的に増加の一途をたどっています。

また、別添1のとおり転倒災害による負傷では、骨折等の重傷になることも多く、そのため平均の休業日数も47日と長くなっており、転倒災害防止は労働者が安全で健康に働くことができる職場環境の推進として、優先的に取り組むべき事項であります。

さらに、転倒災害は小売業、保健衛生業、ビルメンテナンス業などで半数近く発生しているほか、転倒災害の7割以上は50歳以上の労働者であり、女性労働者の転倒災害も多いことから、転倒災害を防止することは、高齢労働者・女性労働者が活躍できる社会の実現や生産性向上の観点からも、全ての業種において大変重要な課題となっております。

貴団体におかれましては、これまでも、働き方改革関連法を始め労働関係法令の遵守及び労働災害防止に関する周知啓発に格別の御協力を賜ってきたところですが、改めてこの取組の趣旨を御理解いただき、別添1リーフレット等の活用により、傘下団体・企業等に対する周知啓発への御協力をいただきますよう、よろしく願い申し上げます。

なお、別添2の業務改善助成金なども御活用いただき、会員事業場における労働者の賃金引上げについても、御検討いただくようお願い申し上げます。

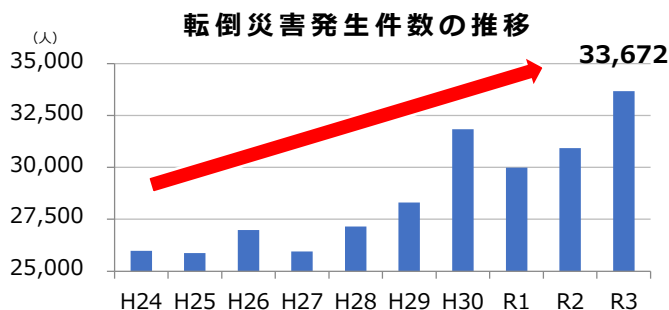
福井労働基準監督署長



# 労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を 防止しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています  
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません

## 転倒災害（業務中の転倒による重傷、休業4日以上）の発生状況（令和3年）



### 転倒による怪我の態様

・骨折（約70%）

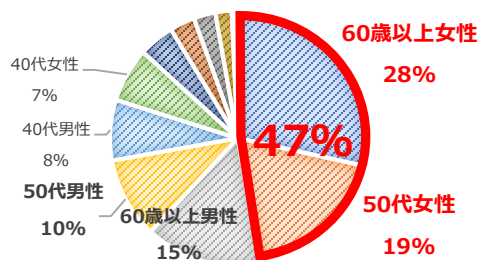
- ・打撲
- ・眼球破裂
- ・外傷性気胸 等

### 転倒災害による 平均休業日数

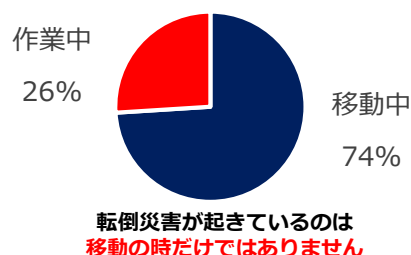
47日

※ 労働者死傷病報告による休業見込日数

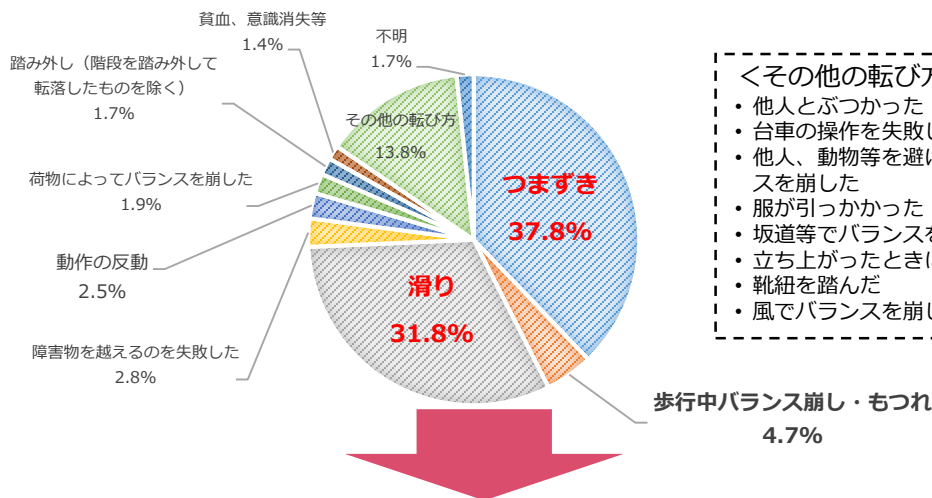
### 性別・年齢別内訳



### 転倒したのは・・・



### 転倒時の類型



#### <その他の転び方>

- ・他人とぶつかった・ぶつかられた
- ・台車の操作を失敗した
- ・他人、動物等避けようとしてバランスを崩した
- ・服が引っかかった
- ・坂道等でバランスを崩した
- ・立ち上がったときにバランスを崩した
- ・靴紐を踏んだ
- ・風でバランスを崩した

### 主な原因と対策（裏面）

## 加齢等による転倒リスク・骨折リスク

- 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります → 「ロコチェック」
- 現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることも → 「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」（内閣府ウェブサイト）
- 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します  
→ 対象者は市町村が実施している「骨粗鬆症健診」を受診しましょう



ロコチェック








内閣府  
ウェブサイト



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

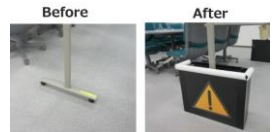
# 主な原因と対策

## 「つまずき」等による転倒災害の原因と対策





- (なし) 何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒 (27%)  
➢ 転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入 (★)
-  作業場・通路に放置された物につまずいて転倒 (16%)  
➢ バックヤード等も含めた整理、整頓 (物を置く場所の指定) の徹底
-  通路等の凹凸につまずいて転倒 (10%)  
➢ 敷地内 (特に従業員用通路) の凹凸、陥没穴等 (ごくわずかなものでも危険) を確認し、解消
-  作業場や通路以外の障害物 (車止め等) につまずいて転倒 (8%)  
➢ 適切な通路の設定  
➢ 敷地内駐車場の車止めの「見える化」
-  作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒 (8%)  
➢ 設備、什器等の角の「見える化」
-  作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒 (7%)  
※引き回した労働者が自らつまずくケースも多い  
➢ 転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる



職場3分  
エクササイズ



## 「滑り」による転倒災害の原因と対策

-  凍結した通路等で滑って転倒 (25%)  
➢ 従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する (★)
-  作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒 (19%)  
➢ 水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。  
(清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してからの開放の徹底)
-  水場 (食品加工場等) で滑って転倒 (16%)  
➢ 滑りにくい履き物の使用 (労働安全衛生規則第558条)  
➢ 防滑床材・防滑グレーチング等の導入、摩耗している場合は再施工 (★)  
➢ 隣接エリアまで濡れないよう処置
-  雨で濡れた通路等で滑って転倒 (15%)  
➢ 雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う



エイジフレンドリー補助金

(★) については、高齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」(補助率1/2、上限100万円)を利用できます

中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます



# 設備投資をお考えの事業主の皆さま！

生産性を上げて、最低賃金を引き上げ！

## 令和5年度「業務改善助成金」

### いますぐ、ご確認ください

下記の6つ全てにチェックが入る場合、助成金の対象になるかもしれません！  
※すでに実施されている場合は対象になりません

#### 対象になる事業場

- 中小企業・小規模事業者であること
- 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内であること  
福井県の場合は **918円以下** (R4.10.2から)
- 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

#### 支給の要件

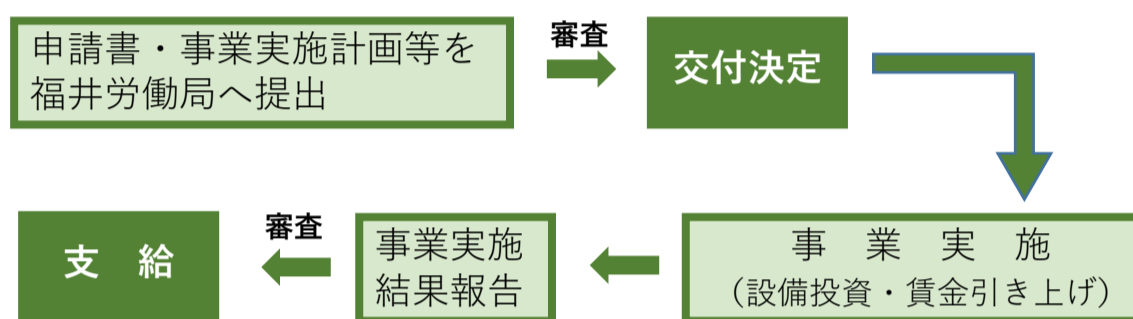
- 賃金引上げ計画を策定し、一定額以上引き上げること
- 引き上げ後の賃金額を支払うこと
- 生産性向上に役立つ機器・設備などを導入して業務改善を行い、その費用を支払うこと

#### 概要

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。**\*年度内に2回の申請も可能です。**

【設備投資等】 機器・設備の導入、経営コンサルティングなど  
〔生産量要件※1 または 物価高騰等要件※2 に該当する場合は、特例としてパソコン、スマホ、タブレットの新規購入及び乗車定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の自動車等も助成対象として認められます。〕

#### 手続きの流れ



#### ご留意いただきたい事項

予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。  
【申請期限】令和6年1月31日 【事業完了の期限】令和6年2月28日

区分	賃金を引き上げる労働者数・助成上限額 ※下段は、事業場規模30人未満の事業者				
	1人	2~3人	4~6人	7~9人	10人以上
30円コース	30万円	50万円	70万円	100万円	120万円
	60万円	90万円	100万円	120万円	130万円
45円コース	45万円	70万円	100万円	150万円	180万円
	80万円	110万円	140万円	160万円	180万円
60円コース	60万円	90万円	150万円	230万円	300万円
	110万円	160万円	190万円	230万円	300万円
90円コース	90万円	150万円	270万円	450万円	600万円
	170万円	240万円	290万円	450万円	600万円

【助成率】 ( )内は生産性要件を満たした場合  
**福井県の場合は、4/5 (9/10)**

\*事業場の所在地が、福井県以外の場合の助成率および上限額については、管轄する労働局にお問い合わせください。



申請様式等、詳しくはコチラ



- ※1 生産量要件: 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の平均値が、前年、前々年または3年前同期に比べ、15%以上減少している事業者をいいます。
- ※2 物価高騰等要件: 原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、最近3か月間のうち任意の1月における売上高総利益率又は売上高営業利益率が、前年同月に比べ3%ポイント低下している事業者をいいます。

### 福井県内での『活用事例』



#### 【食品製造業】 受注接客販売をDX化

導入前	店舗での接客販売と電話注文により菓子の販売を行っていた
導入後	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓「受注管理システム」を導入し、受注機能のあるホームページを作成した</li> <li>✓ネット注文が可能となり、顧客対応の時間を短縮することができた</li> <li>✓ネット上で集客が可能になり、売上も増加した</li> <li>✓従業員の負担軽減につながり、環境改善が図られた</li> </ul>

裏面へつづく

【サービス業】 勤怠管理システムの導入	
導入前	手作業でデータ入力を行っていた
導入後	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ データ処理が格段に速くなった</li> <li>➤ 出退勤の打刻漏れが無くなった</li> <li>➤ 勤怠管理や給与計算に使っていた時間を他の業務に費やすことができるようになった</li> </ul>

【飲食業】 セルフオーダーシステムの導入	
導入前	ホールスタッフが注文を取っていた
導入後	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 注文から料理提供までのスピードが速くなり顧客の回転率がアップした</li> <li>➤ メニューや料理説明の多言語表示が可能となり外国人の顧客への対応がスムーズに行えるようになった</li> </ul>

【宿泊業】 セルフ決済システムの導入	
導入前	チェックアウト時にフロントが込み合っていた
導入後	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ フロントの混雑が解消された</li> <li>➤ フロント業務の繁忙時に人員を集中させるためのシフト調整が不要となった</li> </ul>

【サービス業】 POSレジシステムの導入	
導入前	清算機能のみを有するレジを使用していた
導入後	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ セールなどの割引の際、毎回、手入力する必要が無くなり、清算ミスも減少した</li> <li>➤ 顧客のレジ待ち時間が短縮した</li> </ul>

【建設業】 フォークリフトの導入	
導入前	資材の運搬積み下ろし作業を既存のフォークリフトと手作業で行っていた
導入後	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 複数台のフォークリフトを同時に稼働することで作業時間が大幅に短縮した</li> <li>➤ 手作業での資材の積み下ろし作業が軽減された</li> </ul>

【卸売業】 会議用大型モニターの導入	
導入前	本社と工場が同一敷地内に無いため、会議をする場合、お互いに行き来していた
導入後	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ オンラインで会議ができるため、お互いに行き来する必要が無くなった</li> <li>➤ 打ち合わせ画面の保存や共有が可能となり、より質の高い会議ができるようになった</li> </ul>

【医療福祉業】 リフト付き特殊車両の導入	
導入前	車椅子対応ができる車両が不足していた
導入後	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ リフト付き特殊車両を導入し、車椅子が必要な利用者の送迎時間が短縮した</li> <li>➤ 送迎時の人員の削減、作業能率が向上し、時間の有効活用が可能になった</li> </ul>

【小売業】 専門家による業務フローの見直し	
導入前	社内独自の方法により業務を行っていた
導入後	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 専門家による指導・研修を受ける</li> <li>➤ 現状把握から改善方法の提案を受ける</li> <li>➤ ムダの削減により収益アップにつながり、従業員のスキルも向上した</li> </ul>

【飲食業】 食器洗浄機の導入	
導入前	手作業で行っていた
導入後	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 洗浄・消毒を機械化した</li> <li>➤ 洗浄時間が大幅に短縮された</li> <li>➤ 時間に余裕ができ、接客対応の向上がみられ、回転率も上がった</li> </ul>

【サービス業】 除雪機を導入	
導入前	人力により事務所周辺の除雪を行っていた
導入後	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 手作業で行っていた除雪作業時間が軽減された</li> <li>➤ 従業員への身体的負担が軽減された</li> </ul>

<お問い合わせ先> <b>業務改善助成金</b> コールセンター TEL 0120-366-440	<申請先> <b>福井労働局雇用環境・均等室</b> 福井市春山 1-1-54 TEL 0776-22-0221	<賃金上げに向けたワンストップ無料相談窓口> <b>ふくい働き方改革推進支援センター</b> 福井市西木田 2-8-1 TEL 0120-14-4864
--	---	---

## 「令和5年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

「令和5年度エイジフレンドリー補助金」は、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会（以下「コンサルタント会」といいます。）が補助事業の実施事業者（補助事業者）となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。

- 近年の高齢者の就労拡大に伴い、高年齢労働者の労働災害が増えています。
- 「高年齢労働者の労働災害防止コース」では、高年齢労働者が安全に働けるよう、高年齢労働者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消する取組等に対して、補助を行います。
- 「コラボヘルスコース」では、コラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組に対して、補助を行います。
- 高年齢労働者の労働災害防止、労働者の健康保持増進のために、エイジフレンドリー補助金を是非ご活用ください。

### 補助金申請期間 令和5年6月12日～令和5年10月末日

	高年齢労働者の労働災害防止対策コース	コラボヘルスコース
対象事業者	(1) 労災保険加入している (2) 中小企業事業者（※1） (3) 高年齢労働者（60歳以上）を常時1名以上雇用し、対象の高年齢労働者が対策を実施する業務に就いている	(1) 労災保険加入している (2) 中小企業事業者（※1） (3) 労働者を常時1名以上雇用している 〔高年齢労働者が事業場に所属していない場合も補助の対象です。〕
補助対象	高年齢労働者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消する取組に要した経費（機器の購入・工事の施工等）	コラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組に要した経費
補助率	1 / 2	3 / 4
上限額	100万円 (消費税を除く)	30万円 (消費税を除く)
注意事項	※2コース併せての上限額は100万円です。 ※2コース併せた申請の場合は、必ず2コース同時に申請してください。 （月を変えて別々の申請はできません）。 ※この補助金は、事業場規模、高年齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付を決定します。 全ての申請者に交付されるものではありません。	

#### （※1）中小企業事業者の範囲

業種		常時使用する労働者数	資本金又は出資の総額
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※ 労働者数または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。  
 ※ 医療・福祉法人は原則資本金がありません。労働者の人数のみでの判断となります。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

# 高齢労働者の労働災害防止コース

- 高齢労働者(60歳以上)の労働災害の防止のための取組に要する費用を補助対象とします。

- 1 転倒・墜落災害防止対策に関する費用
- 2 重量物取扱いや介護作業における労働災害防止対策に関する費用
- 3 暑熱な環境による労働災害防止対策に関する費用
- 4 その他の高齢労働者の労働災害防止対策に関する費用

## ●具体的には次のような対策が対象となります●

### 1 転倒・墜落災害防止対策

- ◆ 作業床や通路のつまずき防止対策（作業床や通路の段差解消）（※）
- ◆ 作業床や通路の滑り防止対策（水場等への防滑性能の高い床材・グレーチング等の導入、凍結防止装置の導入）
- ◆ 転倒時のけがのリスクを低減する設備・装備の導入
- ◆ トラック荷台等の昇降設備の導入
- ◆ 高所作業台の導入（自走式は含まず。床面から2 m未満の物）
- ◆ 階段への手すりの設置（※）
- ◆ 身体機能のチェックや運動指導の実施

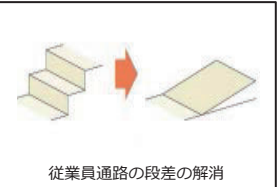
（※）法令違反状態の解消を図るものではないこと

★ 転倒災害対策のポイントは、厚生労働省HPをご確認ください。

労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

検索

(URL <https://www.mhlw.go.jp/content/001101299.pdf>)



### 2 重量物取扱いや介護作業における労働災害防止対策

- ◆ 不自然な作業姿勢を解消するための作業台等の設置
- ◆ 重量物搬送機器・リフト（乗用タイプは含まず）
- ◆ 重筋作業を補助するパワーアシストスーツの導入
- ◆ 介護における移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- ◆ 介護における入浴介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- ◆ 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）の修得のための教育の実施
- ◆ 重量物取扱いや介護作業における労働災害防止のための運動指導の実施

### 3 暑熱な環境による労働災害防止対策

- ◆ 熱中症リスクの高い暑熱作業のある事業場における休憩施設の整備、送風機の設置
- ◆ 体温を下げるための機能のある服の導入
- ◆ 熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器（ウェアラブルデバイス）による健康管理システムの導入



### 4 その他の高齢労働者の労働災害防止対策

- ◆ 業務用車両への踏み間違い防止装置の導入

※労働者個人ごとに費用が生じる対策（運動指導、体温を下げるための機能のある服、ウェアラブルデバイス、パワーアシストスーツ等）については、対策にかかわる高齢労働者の人数分に限り補助対象とします。

対象となる対策の具体例、補助の対象とならないものについては、エイジフレンドリー補助金事務センターのホームページ内にあるQ & Aにまとめています。申請前に必ずご確認ください。

エイジフレンドリー補助金事務センターHP：<https://www.jashcon-age.or.jp>



#### 【財産を処分する場合の承認申請（必要な場合に手続きしてください）】

補助金を受けた機器等のうち50万円以上の物について、補助を受けた年度終了後5年以内に、事業の廃止等に伴い、譲渡し、または廃棄する場合は、承認手続きを行ってください。

★注：申請内容確認のため、コンサルタント会が実地調査することがあります。

# コラボヘルスコース

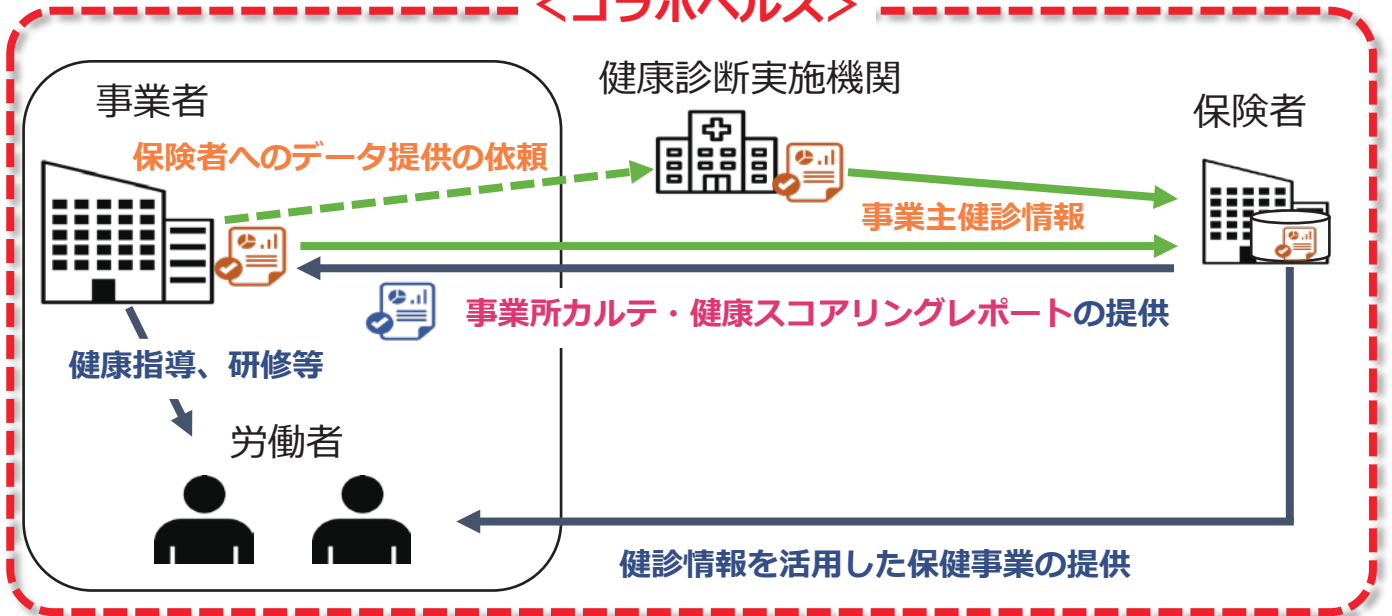
コラボヘルスってなに？



医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者の予防・健康づくりを効果的・効率的に実行することです。



## <コラボヘルス>



★労働者の健康保持増進のための次の取組に要する費用を補助対象とします★

### 【事業主健診情報が保険者に提供されていることが補助の前提となります】

- ◆ 健康診断結果等を踏まえた禁煙指導、メンタルヘルス対策、ハラスメント対策等の健康教育等（オンライン開催、eラーニングなども含む）  
※産業医、保健師、精神保健福祉士、公認心理師、労働衛生コンサルタント等によるもの
- ◆ 事業所カルテ・健康スコアリングレポートの活用等によるコラボヘルスを実施するための健康診断結果等を電磁的に保存及び管理を行うシステムの導入
- ◆ 栄養・保健指導の実施などの労働者への健康保持増進措置（健康診断、歯科検診、体力チェックの費用は除く）

### 事業所カルテ・健康スコアリングレポートの活用について

- 事業所カルテ・健康スコアリングレポートにより、各保険者の加入者の健康状態や医療費、予防・健康づくりへの取組状況等について、**全体平均や業態平均と比較したデータの見える化**が可能になります。
- 従業員等の健康状況について、現状認識を踏まえた具体的アクションの検討にご活用ください。
- 事業者から保険者に安衛法に基づく定期健康診断等の結果を提供することは、データヘルスやコラボヘルス等の推進により、労働者の健康保持増進につながります。保険者への健康診断結果の提供にご協力ください。



# 申請方法

①補助金交付申請 (中小企業事業者)	■事務センターHPから「申請関係書類」をダウンロードしてください ■「注意事項」「提出資料一覧チェック表」を確認の上、全ての書類を揃えて送付してください(※消印、発送日がわかる方法で送付してください)
②審査～交付決定 通知書発行 (事務センター)	■申請書類は毎月末に取りまとめ、翌月に全ての書類を審査します ■審査結果は、審査した月の月末から翌月初め頃、以下の方法でお知らせします ・交付を決定した案件→申請代表者宛に「交付決定通知書」等を郵送します ・不採択になった案件→申請担当者宛にメールにより通知します
③対策の実施・費用 の支払い (中小企業事業者)	■交付決定通知書を受領したのち、対策を実施し、費用を支払ってください (交付決定通知書が到着したらできるだけ早く対策を実施すること) ※交付決定日以前の発注、購入、施工等は、補助金の支払いが認められません
④実績報告書及び 精算払請求書提出 (中小企業事業者)	■対策が終了し、費用の支払いが完了したのち「実績報告書及び精算払請求書」を含む必要書類を全て送付してください ※「交付決定通知書」郵送時に同封される「請求に必要な提出資料一覧表」を確認の上、全ての書類を揃えてください
⑤補助金の交付 (事務センター)	■事業者より提出された「実績報告書及び精算払請求書」を確認の上、確定通知書を郵送し、補助金を指定口座へ振り込みます

## 申請に当たっての注意事項

- ◆この補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象のため、適正な運用が求められるものです。補助金の実施要領、交付規程等をよく読み、補助金の趣旨を理解した上で申請してください。
- ◆偽り、その他不正の手段によって補助金の交付を受けた場合、交付決定の内容や付された条件に違反した場合は、補助金の返還を求められます。
- ◆交付決定を受けられなかった事業者は、申請期間中に異なる対策での申請が可能です。ただし、9月及び10月申請分は除きます。

## この補助金についてのお問合せは

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会

「エイジフレンドリー補助金事務センター」まで

(エイジフレンドリー補助金事務センターHP <https://www.jashcon-age.or.jp>)

受付時間：平日10:00～12:00/13:00～16:00(土日祝休み)  
(8月8日～8月15日(夏季休暇)、12月29日～1月3日(年末年始)を除く)

◎関係書類送付先◎

〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイヤビル5階  
エイジフレンドリー補助金事務センター

申請に関する書類は「申請担当」宛に、支払に関する書類は「支払担当」宛にお送りください。

関係書類は郵送または宅配便でのみ受付します(メールでの申請はできません)。

消印が確認できない料金別納・料金後納や発送日が確認できない方法で送付しないでください。

◆支払関係資料の提出の最終締切日は令和6年1月31日(当日消印有効)です◆

申請、支払に関するお問合せは電話でのみ受付しています

«申請担当»

電話：03-6381-7507

FAX：03-6381-7508

追加資料送付専用メールアドレス

af-hojyojimucen@jashcon.or.jp

«支払担当»

電話：03-6809-4085

FAX：03-6809-4086

追加資料送付専用メールアドレス

af-shiharai@jashcon.or.jp